

十日町市との新たな電力連携について

1 主 旨

区は、世田谷区環境基本計画（後期）において脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざしている。

こうした中、十日町市とのエネルギーを活用した自治体間連携について、平成28年度の環境省による調査を契機として、検討および調整を行ってきた。

このたび、事務調整が整ったため、「十日町市と世田谷区における自然エネルギー活用に関する電力連携に係る協力協定」を締結し、区施設及び区民の利用を進める。あわせて、電力連携をきっかけとしてさらなる地域交流をめざす。

2 協定の締結式について

- (1) 締結日 令和2年11月24日（火）
- (2) 協定文 別紙のとおり
- (3) 会 場 世田谷区庁議室

3 連携事業の内容

(1) 発電施設

十日町市所有地にある松之山温泉「鷹の湯3号源泉」を活用した地熱発電

出力規模 210kW

発電事業者 松之山温泉合同会社 地(ジ)・EARTH (アス)

小売電気事業者 みんな電力株式会社（発電事業者にて選定済み）

(2) 電力供給

①区施設 世田谷区立世田谷中学校（使用する電力のすべてを賄う）

※当学校を主要な会場としている「いずみ学級」は、例年、冬季宿泊研修会を十日町市松代地区で実施しており、交流が続いている。

②区民 十日町市産電力の利用を希望する区民を募集・媒介する（目標80世帯）

4 今後のスケジュール

令和3年2月 十日町市産電気の区民購入者募集 区のおしらせ（2月1日号）

4月 世田谷区立世田谷中学校 十日町市産電気使用開始

(別紙)

十日町市と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた
連携・協力協定

十日町市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、十日町市における自然エネルギーを活用した電力を通じ、相互の更なる連携と交流（以下「電力連携」という。）を目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、電力連携に係る甲及び乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲及び乙は、下記の事項について相互に協力するものとする。

- （1）電力連携を通じた十日町市と世田谷区とを結ぶ仕組み
- （2）前号に掲げる事項を調整するための協議の実施
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

（協議）

第3条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施や内容について必要な事項は、その都度甲乙協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年11月24日

甲 十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市
十日町市長 関口 芳史

乙 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
世田谷区長 保坂 展人